

# 総務委員会審査日程表

日 時 平成27年12月7日(月)

午前10時 開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を  
求める請願書
- 第2 議案第75号 平成27年度流山市一般会計補正予算(第3号)
- 第3 議案第77号 流山市税条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第4 議案第76号 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第5 所管事務の継続調査について

＜子ども家庭部 補正予算に係る事業の財源内訳等について＞

子ども・子育て支援新制度について

乳児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

⇒「量」・「質」の充実を図る

⇒子ども子育て支援新制度の実施に伴う、各補助金の名称・枠組み等の改正

主なポイント（概略）

主 な 内 容	量的拡充	質の向上	
		量的拡充	質の向上
・保育所、幼稚園、認定こども園、 地域型保育（小規模保育事業等）の 量的拡充	・3歳児の職員配置の改善（20:1→15:1） ・職員給与の改善（3%） ・小規模保育の体制強化（職員加配等）等	・保育所、幼稚園、認定こども園、 地域型保育（小規模保育事業等）の 量的拡充	・3歳児の職員配置の改善（20:1→15:1） ・職員給与の改善（3%） ・小規模保育の体制強化（職員加配等）等
		・地域子ども・子育て支援事業の量的拡充	・放課後児童クラブの充実（職員の追加配属）等

	事業費合計	財源内訳 (千円)					
		国県支出金	割合	その他財	割合	一般財源	割合
保 育	当初	1,045,296	37.2%	1,057,081	37.6%	708,610	25.2%
	補正	1,386,649	42.3%	1,063,916	32.5%	824,380	25.2%
	差額	463,958		6,835		115,770	
課	当初	714,851	32.8%	17,949	2.5%	462,803	64.7%
	補正	535,297	17.5%	17,949	3.4%	423,448	79.1%
	差額	△ 179,554		0		△ 39,355	
子 ど も 家 庭 課	当初	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	補正	33,000	88.9%	0	0.0%	3,667	11.1%
	差額	33,000		0		3,667	
学 童 ク ラ ブ 指 定 管 理 者 事 業	当初	152,763	29.1%	0	0.0%	108,385	70.9%
	補正	165,843	33.0%	0	0.0%	111,185	67.0%
	差額	13,080		0		2,800	
合 計	当初	3,678,601	36.0%	1,075,030	29.2%	1,279,798	34.8%
	補正	4,009,085	39.0%	1,081,865	27.0%	1,362,680	34.0%
	差額	330,484		6,835		82,882	

【内訳】	事業費	国県支出金	その他財	一般財源
新規施設分	95,831	63,472	6,835	25,524
制度改正等に伴う分	234,653	177,295	0	57,358

歳入

当初

学童クラブ分	補助事業分	委託事業分	保育料	その他特財	
小規模	学童クラブ分	補助事業分	委託事業分	保育料	その他特財

国・県支出金

歳出

当初

学童クラブ	補助事業	委託事業	
小規模	学童クラブ	補助事業	委託事業

補正

①キッズルームアリス南流山……14,666千円 ②おおたかの森駅前保育園……14,667千円 合計：29,333千円	①指定管理料(人件費)の増額に伴う補助金の増額 合計：10,280千円	①委託事業分に組み込まれたことによる減額 ………▲139,709千円 ②家庭的保育事業……▲490千円	①保育園運営委託事業が増額したことに伴う増額 ………307,214千円 ②けやきの森保育園おおたかの森第二・スターキッズ分………34,139千円	けやきの森保育園おおたかの森第二分増額 ……6,835千円
--	--	---	--	----------------------------------

補正

①キッズルームアリス南流山……16,500千円 ②おおたかの森駅前保育園……16,500千円 合計：33,000千円	①入所児童増加に伴う指定管理料(人件費)の増額 合計：13,080千円	①保育園運営委託事業に組み込まれたことによる減額 ………▲188,793千円 ②補助基準額等の変更による増減……▲9,239千円 合計：▲179,554千円	①新規施設分………62,831千円 ②制度改正に伴う分………401,127千円 合計：463,958千円
--	--	---	--

## 部設置条例の改正（案）について

- 1 産業振興部の名称変更及び都市計画部の事務分掌の修正について、部設置条例を改正する。

産業振興部の名称変更は、従来の産業振興という考え方だけでなくツーリズムと地域の商工業・農業との有機的な連携により地域経済全体の活性化を図るという観点から行うものであり、併せて事務分掌の「観光に関すること」を「観光・ツーリズムに関すること」に改める。

都市計画部の事務分掌の修正は、市営住宅の事務や住宅相談の事務に加えて空き家対策の主な事務を都市計画部で担うことにしたことから、事務分掌を明確にするために「建築確認及び開発行為に関すること」を「建築及び住宅に関すること」に改める。

条項	(改正前)	(改正後)
第 1 条	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(7) 産業振興部</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(7) <del>産業振興部</del></p>
第 2 条	<p>部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(7) 産業振興部</p> <p>ア 農業、工業及び商業に関すること。</p> <p>イ 観光に関すること。</p> <p>(9) 都市計画部</p> <p>ア 都市計画に関すること。</p> <p>イ 交通計画に関すること。</p> <p>ウ 建築確認及び開発行為に関すること。</p>	<p>部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(7) <del>産業振興部</del></p> <p>ア 農業、工業及び商業に関すること。</p> <p>イ <del>観光に関すること。</del></p> <p>(9) 都市計画部</p> <p>ア 都市計画に関すること。</p> <p>イ 交通計画に関すること。</p> <p>ウ <del>建築確認及び開発行為に関すること。</del></p>

2 併せて附則において、流山市議会委員会条例を改正する。

常任委員会の所管について、市民経済委員会の所管事項の「産業振興部の所管に属する事項」を「経済振興部の所管に属する事項」に改める。

条項	(改正前)	(改正後)
第 2 条	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。  (3) 市民経済委員会 7人  イ 産業振興部の所管に属する事項	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。  (3) 市民経済委員会 7人  イ <del>産業振興部</del> の所管に属する事項

議案第77号

市税条例の改正点について

徴収の猶予及び換価の猶予(第6条から第10条まで関係)について、これまで地方税法で定められていた分割納付の方法及び担保が不要な税額並びに新たに同法で定められる納税者の申請による換価の猶予の申請期限を条例で定めることとされたとに伴い、次のとおり改正するものです。

区 分	改 正 前	改 正 後
徴収の猶予・ 換価の猶予	—	・原則として、毎月の分割納付
猶予を受けると 担保を不要とする 税額等	・50万円以下 (地方税法第16 条第1項)	・100万円以下・猶予期間が3か月以内である場 合は不要
【新設】 納税者の申請による換価の 猶予の申請手続	—	・納期限後6か月以内に申請

## 流山市税条例（昭和 26 年流山市条例第 8 号）新旧対照表

改正後

改正前

第 6 条から第 15 条まで 削除

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第 6 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をすする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その後

の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならぬ。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同  
 月以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間  
 が3か月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245  
 号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類そ  
 の他担保の提供に關し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項  
 とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の  
 詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2  
 項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項  
 とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期  
 限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入すること  
 ができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる書類
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に  
 掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
 （職権による換価の猶予の手続等）
- 第8条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3  
 項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその  
 猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、



その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第7条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6か月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第6条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第7条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

改正後	改正前
<p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第7条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u>  <u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p><u>第10条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p><u>第11条から第15条まで 削除</u></p>	